

一般社団法人明専会 東京センター運営部会基準

(目的)

第1条 この基準は、一般社団法人明専会(以下「当法人」という。)の会務執行業務別部会に関する規則第2条に掲げる東京センターの運営に関する具体的な基準を定める。

(明専会東京センターおよび東京センター長の設置)

第2条 一般社団法人明専会東京センター(以下「東京センター」という。)は、九州工業大学の支援、地域社会との交流、会員相互の連絡啓発をはかることを目的として、1984年(昭和59年)、母校創立75周年記念事業として開設した。

2 東京センターの運営管理のために東京センター長を置く。

(部会)

第3条 当法人の定款第63条によって東京センターの円滑な運営と発展を図るため東京センター運営部会(以下「運営部会」という。)を置く。

(役割)

第4条 運営部会は、東京センターの運営の重要事項に関する審議や、運営状況についての調査を行う。

2 部会長は、運営部会の審議や調査結果を受けて、必要に応じて東京センター長に助言、情報提供、勧告などを行うものとする。

(指示)

第5条 部会長は、必要と認めるときは東京センター長に指示を与えることができる。

(報告)

第6条 部会長は、年度活動計画および予算案を策定し、理事会の承認を受けるものとする。

2 部会長は、過年度の活動を総括し決算状況を理事会に報告するものとする。

3 東京センター長は、年度活動計画および予算案を策定し、過年度の活動を総括し決算状況と合わせて部会長と協議する。

(会合)

第7条 運営部会は、年2回以上会合する。

2 部会長は、必要に応じ部会会合を開催するものとする。

(構成)

第8条 運営部会の委員は、下記をもって構成する。

(1) 部会長 : 1名(当法人副会長)

(2) 副部会長 : 2名(部会長の推薦した者)

(3) 部会委員 : 東京支部の各分会が推薦した者、各分会2名以内
会員中から部会長が推薦した者、5名以内
東京センター長

(選任)

第9条 運営部会委員は、部会長が選任し、理事会の承認により会長が委嘱する。

(運営部会監事)

第10条 運営部会監事は当法人監事が推薦し、理事会の承認により会長が委嘱する。

2 運営部会監事を置く。運営部会監事は、民法 59 条の職務を行い、当法人の監事に報告する。

(運営部会委員及び運営部会監事の任期)

第11条 運営部会委員及び運営部会監事の任期は、定款第 32 条に定める役員の任期とし、再任を妨げない。

附則

1 この規程は、当法人の設立登記の日から施行する。

2 これにより、平成 23 年 9 月の理事会決議により定められた社団法人明専会 東京センター運営部会規定を廃止する。

3 一部修正 平成 26 年 5 月 10 日

4 誤記修正 平成27年2月14日